

日 時：平成27年3月11日（水）13:30～16:00

場 所：朝倉総合事業所 1F 大会議室

第3回小石原川ダム環境保全対策検討委員会

議事次第

1. 開 会

2. 事業者挨拶

3. 委員長挨拶

4. 議 事

- 1) 事業の進捗状況
- 2) 前回委員会の審議結果
- 3) 保全対策等の取組み
- 4) 専門部会の報告

5. 閉会挨拶

(配付資料)

- ・資料－1 第3回小石原川ダム環境保全対策検討委員会 出席者名簿
- ・資料－2 小石原川ダム環境保全対策検討委員会 設立趣意
- ・資料－3 小石原川ダム環境保全対策検討委員会 規約
- ・資料－4 小石原川ダム環境保全対策検討委員会 委員名簿
- ・資料－5 小石原川ダム環境保全対策検討委員会の公開方法について
- ・資料－6 第2回小石原川ダム環境保全対策検討委員会 議事要旨
- ・資料－7 第3回小石原川ダム環境保全対策検討委員会 説明資料

第3回 小石原川ダム環境保全対策検討委員会
出席者名簿

【委員】

	荒井 秋晴	九州歯科大学 准教授
	飯田 大和	朝倉生物研究会 会長
	小野 仁	日本野鳥の会 福岡支部長
◎	古賀 憲一	佐賀大学 名誉教授
	松井 誠一	元九州大学 教授
	真鍋 徹	北九州市立自然史・歴史博物館
	森本 桂	九州大学 名誉教授
	山根 明弘	北九州市立自然史・歴史博物館

(敬称略。五十音順。◎委員長。)

【事務局（水資源機構）】

(本社)

大原 基秀 ダム事業本部 ダム事業部 環境課長

(筑後川局)

阿武 隆弘 次長(技術)
中原 忠義 企画調整課長

(朝倉総合事業所)

日野 浩二 所長
杉尾 俊治 副所長(技術)
夏目 浩和 環境課長
有馬 慎一郎 第一調査設計課長
一ノ瀬 泰彦 第二調査設計課長
片岡 稔温 工務課長
芦田 哲郎 調整課長
橋本 尚樹 機械課長
松岡 義幸 工事課長

資料－２

「小石原川ダム環境保全対策検討委員会」設立趣意

小石原川ダム建設事業は、筑後川総合開発の一環として、筑後川水系小石原川に多目的ダムを建設するとともに、筑後川水系佐田川から小石原川にある江川ダム貯水池までの導水施設を建設するものである。ダム建設にあたっては、環境影響評価法に基づく環境影響評価の手続きを平成16年3月に終え、事業の環境への影響を評価し、必要な環境保全措置を定めたところである。

平成20年3月23日に損失補償基準を調印し、今後、事業用地の取得、ダムの仮設備工事、付替道路工事に着手していくことから、次の段階として取り組むべき主要な課題は、環境保全措置の具体化、貯水池の出現に伴う周辺環境の変化の的確な把握及び対策を講じた保全対策の効果の検証にある。

このことから、小石原川ダム建設事業における環境保全対策やモニタリングの実施に関して、総合的な観点から指導・助言を得るために「小石原川ダム環境保全対策検討委員会」を設置する。

小石原川ダム環境保全対策検討委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「小石原川ダム環境保全対策検討委員会」（以下、「委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、小石原川ダム建設事業における環境保全対策やモニタリングの実施に関して、総合的な観点から指導・助言を行うことを目的とする。

(設 置)

第3条 委員会は、独立行政法人水資源機構朝倉総合事業所長（以下、「所長」という。）が設置する。

(委員会)

第4条 委員会の委員は、所長が委嘱する。

- 2 委員会には会務を総括する委員長を置く。
- 3 委員会は、委員長が召集及び開催し、運営する。
- 4 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。
- 5 委員会には、特定の課題を検討する専門部会を設置することが出来る。
- 6 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の委員会への出席を求めることが出来る。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総括し、委員を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会（以下、「部会」という。）委員は、委員会委員のほか、委員会以外の専門家を部会委員とすることができる。

- 2 部会には部会長を置き、その部会長は、委員会委員が務めるものとする。
- 3 部会での審議内容は、委員会に報告する。

(委員会の公開)

第7条 委員会の審議内容は公開を原則とする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、独立行政法人水資源機構朝倉総合事業所内に置く。

2 事務局は、委員会もしくは部会の指示により事務を行う。

(雑 則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附 則)

この規約は、平成20年7月16日から施行する。

この規約は、平成25年8月 2日から施行する。

資料－４

小石原川ダム環境保全対策検討委員会 委員名簿

氏名	所属	専門分野
あらい しゅうせい 荒井 秋晴	九州歯科大学 准教授	哺乳類
いいた やまと 飯田 大和	朝倉生物研究会 会長	環境一般
おの ひとし 小野 仁	日本野鳥の会 福岡支部長	鳥類
こが けんいち 古賀 憲一	佐賀大学 名誉教授	水質
まつい せいいち 松井 誠一	元九州大学 教授	魚類
まなべ とおる 真鍋 徹	北九州市立自然史・歴史博物館	植物
もりもと かつら 森本 桂	九州大学 名誉教授	昆虫類
やまね あきひろ 山根 明弘	北九州市立自然史・歴史博物館	両生・爬虫類

(敬称略。五十音順)

資料－５

小石原川ダム環境保全対策検討委員会の公開方法について

- 委員会は、原則マスコミ公開とする。なお、委員会が必要と認めた場合、野生動植物保護の観点から、これに関わる事項について、非公開とすることができる。
- ビデオ収録、録音及び写真撮影は、冒頭の委員長の挨拶までとする。
- 委員会での審議内容（議事要旨）及び配付資料については、ホームページ上に公表する。

第 2 回 小石原川ダム環境保全対策検討委員会 議事要旨

日 時：平成 25 年 8 月 2 日（金）13：00～15：30

場 所：水資源機構 朝倉総合事業所 1 F 会議室

出席者：（委 員）古賀委員長、荒井委員、飯田委員、小野委員、松井委員、真鍋委員、
森本委員、山根委員

（事務局）12 名（報道機関）2 社

資 料：

議事次第

資料－1 第 2 回小石原川ダム環境保全対策検討委員会 出席者名簿

資料－2 小石原川ダム環境保全対策検討委員会 設立趣意

資料－3 小石原川ダム環境保全対策検討委員会 規約

資料－4 小石原川ダム環境保全対策検討委員会 委員名簿

資料－5 小石原川ダム環境保全対策検討委員会の公開方法について

資料－6 第 1 回小石原川ダム環境保全対策検討委員会 議事要旨

資料－7 第 2 回小石原川ダム環境保全対策検討委員会 説明資料

審議内容等：

1. 事業の進捗状況について

事業の経緯、小石原川ダム検証の経過、小石原川ダム建設事業の流れ、工事進捗状況と平成 25 年度工事予定について、事務局より説明され、以下の意見を述べた。

- ・ 保全措置等を考えていく上では、主な工事の工程等を示されていた方が議論しやすいことから、次回以降の委員会では、その点を考慮して欲しい。

2. 第 1 回委員会の審議結果について

評価書の保全措置等、第 1 回委員会の意見について、事務局より説明され、内容を確認した。

3. 保全対策について

コキクガシラコウモリ（ねぐら環境の整備）、植物の重要な種（個体の移植等）、ヤマネ（新たな重要種の対応）について、事務局より説明され、内容を審議した。審議の結果は次のとおり。

- ・ 保全対策については、資料に示された今後の対応に沿って進めていくことで良い。
- ・ なお、ミズマツバについては、人為的な管理が今後の課題となるため、例えば、地元の小学校等の協力を得て保全するといった対応も可能性としては考えられる。

4. 環境調査結果の報告について

水質調査、生物相調査、オオムラサキ生息状況調査、樹林等の復元・整備に関する調査、湿地環境の整備に関する調査について、事務局より報告され、以下の意見を述べた。

- ・ 魚類については、地点別の確認種リストなど、少し詳しい情報があった方が良い。
- ・ 生態系の観点から、魚類は重要な種だけでなく、一般的な種も注意した方が良い。
- ・ オオムラサキの幼虫を移動する際は、同じエノキに生息するゴマダラチョウの幼虫も一緒に移動させた方が良い。
- ・ エノキは小さいものや人工林の中も生育している場合があるので注意した方が良い。
- ・ 環境巡視については、できるだけ委員に同行いただく機会を設けた方が良い。

- ・ 今後、重要な植物の移植や樹林等の復元・整備の保全措置を行っていく上で、シカやイノシシの影響をどのように排除・軽減していくかが重要になってくるが、現段階では、例えば、重要な部分を網等で囲むといったことが考えられるものの、非常に難しい問題である。
- ・ 雨水路等に入り込んだ小動物保護のため、道路側溝からの這い上がり等の配慮を検討した方が良い。

5. 専門部会の報告について

委員会に報告することとなっている専門部会の審議内容として、クマタカ調査、クマタカに関する保全目標、アダプティブマネージメントについて、事務局並びに部長より報告され、委員会として内容を確認した。

6. 今後について

今後の主な検討事項について、事務局より説明され、保全措置の具体化に向けた当面の検討事項を確認した。

その他

- ・ 規約第3条及び5条について、事務局の組織名称の変更に伴い、一部変更があることを確認した。
- ・ 規約第5条3項に基づく「委員長があらかじめ指名する委員」について、古賀委員長から松井委員を指名する提案があり、了解が得られた。

以 上